

令和4年1月1日から、

妊娠・出産・育児に関する 休暇が充実します！

休暇の新設

出生サポート休暇

人事院規則15—15第4条第1項第9号

男女問わず、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、**1の年度において5日**（体外受精や顕微授精を受ける場合は**10日**）の範囲内で勤務しないことができる（**有給**）

配偶者出産休暇

人事院規則15—15第4条第1項第12号

男性職員は、妻の出産に係る入院等の日から出産日後2週間を経過する日までの間に、妻の入退院の付添い等のため、**2日**の範囲内で勤務しないことができる（**有給**）

育児参加のための休暇

人事院規則15—15第4条第1項第13号

男性職員は、妻の産前産後期間中に、出産に係る子や小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、**5日**の範囲内で勤務しないことができる（**有給**）

<対象職員>

次の①及び②のいずれも満たす職員

- ① 勤務日が **週3日以上** 又は **年121日以上**
- ② **6月以上の任期**が定められている 又は **6月以上継続勤務**している

<使用単位>

1日 又は **1時間**（残日数を全て使用する場合は分単位の使用も可）

<請求方法>

特別休暇簿により請求

休暇の有給化

産前休暇

人事院規則15—15第4条第1項第10号

6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の**女性職員**が申し出た場合、**出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産日まで**、勤務しないことができる（**有給**）

産後休暇

人事院規則15—15第4条第1項第11号

女性職員が出産した場合、**出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間**、勤務することはできない（ただし、産後6週間を経過し、医師が支障がないと認めた場合は勤務できる）（**有給**）

出産・育児に係る休暇の利用例

女性職員

産前休暇

産後休暇

妊娠

出産

男性職員

配偶者出産休暇

出産時の付添い

妻子退院時の付添い

育児参加のための休暇

上の子の保育園送迎

里帰り出産の妻子を迎えに行く

人事院職員福祉局職員福祉課

☎03-3581-5311

（内線：2566（出生サポート休暇、産前・産後休暇）、
2574（配偶者出産休暇、育児参加のための休暇））